

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則	4
大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	6
大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	7
単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8
大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則	8
大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則	9
職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	15
大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則	15
告 示	
平成 19 年大阪市告示第 367 号（局長等の職務を行う職員）の一部改正	16
平成 26 年大阪市告示第 516 号(公園事務所の位置及び所管区域) の一部改正	16
平成 25 年大阪市告示第 462 号（会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任）の一部改正	17
平成 25 年大阪市告示第 463 号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部改正	18
特定計量器の定期検査	18
大阪市情報公開条例第 34 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく市長が定める法人の指定	19
大阪市情報公開条例第 34 条第 1 項に基づく市長が定める法人の指定取消し	19
大阪市情報公開条例第 34 条第 2 項に基づく市長が定める法人の指定取消し	19
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	20
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	21
認定特定非営利活動法人の認定に関する公示	22
落札者等の公示	23
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	23
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	24
大阪市立西三国センターの供用時間の変更の承認	26

放置自動車の処理	26
道路法違反物件の除却	26
市道の路線名変更	27
市道の区域変更	27
市道の供用開始	28
平成 26 年大阪市告示第 508 号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正	30
電線共同溝を整備すべき道路の指定	33
大阪港内公有水面埋立の用途の変更許可に係る区域等	33
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	40
一般競争入札の執行（トイレットペーパー（その 2 ）の買入れ）	40
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	43
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	44
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	46
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	47
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	50
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	52
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	54
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	56
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	58
平成 27 年 5 月 17 日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出	

に対する決定	60
平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出に対する決定	62
公 告	
大阪市職員採用試験(事務行政(18~21)・高校卒程度技術・消防吏員B・学校事務(市費)・学校事務(府費負担))	64
達	
西淀川区役所課長等専決規程の一部改正	75
大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規程の整備に関する規程	76

公布された規則のあらまし

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策企画室に理事を新設する等、職の新設について定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第180号 人事室人事課)

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 西淀川区役所企画課を設置することにしました。
- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第181号 西淀川区役所人事総務課)

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 公園事務所の新設、方面公園事務所等の廃止に伴い、事業所組織及び事務分掌を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第182号 人事室人事課)

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 危険動物等取扱手当の支給対象となる者の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第183号 人事室給与課)

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第184号 建設局公園緑化部公園管理課)

大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 大阪府市大都市局の廃止に伴い、大阪市公報規則ほか27規則の規程を整備

することにしました。

- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市規則第185号)

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 必要な規定の整備を行うことにしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成27年7月10日）から施行し、平成27年4月1日から適用することにしました。

(平成27年大阪市規則第188号 人事室給与課)

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務部に事業調整担当課長を設置することにしました。

- 2 この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市教育委員会規則第46号 教育委員会事務局総務部総務課)

規則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

平成27年6月26日

大阪市長 橋下 徹



大阪市規則第180号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第1中政策企画室の項を次のように改める。

政策企画室	理事	名 1	市政に関する総合的な政策の企画及び推進 に関すること
	理事	1	地方公共団体等との連携及びその推進に関 すること

別表第2政策企画室の項中

「

政策調査担当部長	1
----------	---

」

を

「

政策調査担当部長	1
連携調整担当部長	1
連携推進担当部長	1

」

に改める。

別表第3政策企画室企画部の項中

「

政策調査担当課長	2
----------	---

」

を

「

政策調査担当課長	2
連携調整担当課長	1
連携推進担当課長	2

」

に改め、同表経済戦略局産業振興部の項中

「

工業担当課長	1
--------	---

」

を

「

施策調整担当課長	1
工業担当課長	1

」

に改め、同表財政局税務部の項中

「

服務等担当課長	1
---------	---

」

を

「

税務企画担当課長	1
服務等担当課長	1

」

に改め、同表契約管財局契約部の項中

「

委託担当課長	1
--------	---

」

を

「

委託担当課長	1
調査担当課長	1

」

に改め、同表中福祉局障害者施策部の項を次のように改める。

福祉局障害者施策部	企画調整担当課長	1
	認定担当課長	1

別表第3中健康局総務部の項を次のように改める。

健康局総務部	市民病院機構支援担当課長	1
	市民病院調整担当課長	1

別表第3中環境局総務部の項を次のように改める。

環境局総務部	運営改革担当課長	1
	施設調整担当課長	1

別表第3会計室の項中

「

会計管理担当課長	1
----------	---

」

を

「

会計管理担当課長	1
審査指導担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27. 6. 26掲示済)

**大阪市規則第181号**

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

「人事総務課

第1条中「人事総務課」を

に改める。

企画課

第3条人事総務課の項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同項の次に次のように加える。

企画課

- (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること
 - (2) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること
 - (3) 事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関すること
 - (4) 屋外広告物に関すること
- 別表中「企画担当課長」を削る。

附則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27.6.26掲示済)



大阪市規則第182号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その他の内部組織」及び第3号から第5号までを削り、同条第2項中「、その他の内部組織にその長」を削る。

第6条中建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）建設局工営所の項の次に次のように加える。

公園事務所

- (1) 公園（公園施設を含み、他の所管に属するものを除く。以下同じ。）の建設及び整備に係る工事の施行、公園の管理運営並びに収入金の徴収に関すること
- (2) 樹木及び花卉^きの管理に関すること

第6条中方面公園事務所の項を削る。

別表第1中建設局東部方面管理事務所の項から建設局北部方面管理事務所の項までを次のように改める。

建設局東部方面管理事務所	大阪市建設局中浜工営所 大阪市建設局田島工営所 大阪市鶴見緑地公園事務所 大阪市真田山公園事務所	所長 所長 所長 所長
建設局西部方面管理事務所	大阪市建設局津守工営所 大阪市建設局市岡工営所 大阪市大阪城公園事務所	所長 所長 所長

	大阪市八幡屋公園事務所 大阪市河川・渡船管理事務所	所長 所長
建設局南部方面管理事務所	大阪市建設局住之江工営所 大阪市建設局平野工営所 大阪市長居公園事務所	所長 所長 所長
建設局北部方面管理事務所	大阪市建設局海老江工営所 大阪市建設局十三工営所 大阪市扇町公園事務所 大阪市十三公園事務所 大阪市舞洲スラッジセンター	所長 所長 所長 所長 所長

別表第1中建設局公園緑化部の項を次のように改める。

建設局公園緑化部	大阪市天王寺動物公園事務所	所長
----------	---------------	----

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27.6.26掲示済)



大阪市規則第183号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部
を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成5年大阪市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「天王寺動物公園事務所、方面公園事務所若しくは公園事務所」を「公園事務所若しくは天王寺動物公園事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27.6.26掲示済)



大阪市規則第184号

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「天王寺動物公園事務所、方面公園事務所又は公園事務所」を「公園事務所又は天王寺動物公園事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

大阪市規則第185号

大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則
(大阪市公報規則の一部改正)

第1条 大阪市公報規則(昭和23年大阪市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市公印規則の一部改正)

第2条 大阪市公印規則(昭和30年大阪市規則第48号)の一部を次のように改正する。

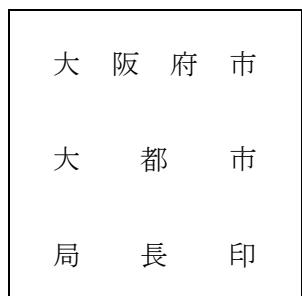
第1条の2第2号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第1一般公印の表局長印の項中「大阪府市大都市局長及び」を削り、同表中大阪府市大都市局長印の項を削る。

別表第2一般公印のひな型中

「

12の2



13

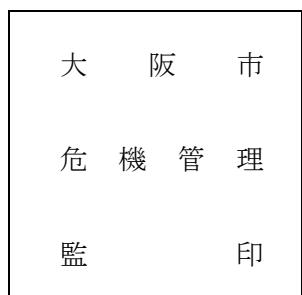


」

を

「

13



」

に改める。

(大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正)

第3条 大阪市副市長の事務分担等に関する規則(平成24年大阪市規則第7号)

の一部を次のように改正する。

第2条中第3項及び第4項を削る。

第4条中「第3項並びに」を削る。

(大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部改正)

第4条 大阪市市長直轄組織事務分掌規則(平成24年大阪市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「局に局長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「局又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「局又は」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「局又は室(人事室を除く。)」を「市政改革室」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同条第10項中「局、室(人事室を除く。)」を「市政改革室」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「局又は」を削り、同項を同条第10項とする。

第3条中「局長、」を削る。

第4条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同条第4項中「市政改革室長及び人事室長」を「室長」に、「の長」を「の長(大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、教育長及び行政委員会事務局長をいう。)」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第2項中「大阪府市大都市局長又は」を削り、「同一の局又は室」を「市政改革室」に改め、同条第3項中「局長等(大阪府市大都市局長、市政改革室長及び人事室長をいう。以下同じ。)」を「室長」に改め、「局若しくは」及び「局、」を削り、「局長等が」を「室長が」に改め、同条第4項及び第5項中「局長等」を「室長」に改める。

第6条中「局長等」を「室長」に改める。

第7条第1項中「大阪府市大都市局長又は」及び「大阪府市大都市局又は」を削り、同条第2項中「大阪府市大都市局長又は」を削り、同条第3項中「大阪府市大都市局長及び」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第1中大阪府市大都市局の項を削り、同表市政改革室の項中

「

総合調整担当部長	1
----------	---

」

を

「

総合調整担当部長	名
----------	---

1

」

に改める。

別表第2中大阪府市大都市局の項を削り、同表市政改革室の項中

総合調整担当課長	3
----------	---

」

を

総合調整担当課長	名
	3

」

に改める。

(大阪市東京事務所規則の一部改正)

第5条 大阪市東京事務所規則(昭和33年大阪市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市総合計画審議会規則の一部改正)

第6条 大阪市総合計画審議会規則(昭和39年大阪市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(副市長プロジェクト等の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第7条 副市長プロジェクト等の組織及び運営に関する規則(平成18年大阪市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市公文書管理条例施行規則の一部改正)

第8条 大阪市公文書管理条例施行規則(平成18年大阪市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成18年大阪市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第7条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」

に、「局及び室」を「組織」に改める。

(大阪市内部統制基本規則の一部改正)

第10条 大阪市内部統制基本規則（平成26年大阪市規則第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部改正)

第11条 職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則（平成18年大阪市規則第181号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則の一部改正)

第12条 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則（平成27年大阪市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

第1号様式中「第5条」を「第4条」に改める。

(大阪市役所本庁舎管理規則の一部改正)

第14条 大阪市役所本庁舎管理規則（昭和61年大阪市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第15条 職員の勤務時間等に関する規則（平成4年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」

に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改め、「以下同じ。」を削る。

(臨時の任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第16条 臨時の任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成20年大阪市規則第169号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市職員就業規則の一部改正)

第17条 大阪市職員就業規則（平成4年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市職員表彰規則の一部改正)

第18条 大阪市職員表彰規則（昭和29年大阪市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市職員研修規則の一部改正)

第19条 大阪市職員研修規則（昭和46年大阪市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第20条 大阪市職員安全衛生管理規則（平成5年大阪市規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市予算規則の一部改正)

第21条 大阪市予算規則（昭和39年大阪市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市財産規則の一部改正)

第22条 大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）の一部を次のように改

正する。

第2条中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（大阪市契約規則の一部改正）

第23条 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（大阪市未収債権管理事務取扱規則の一部改正）

第24条 大阪市未収債権管理事務取扱規則（平成20年大阪市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（職員の賠償責任に関する規則の一部改正）

第25条 職員の賠償責任に関する規則（昭和39年大阪市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（大阪市会計規則の一部改正）

第26条 大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金条例施行規則の一部改正）

第27条 大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金条例施行規則（平成元年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

（不動産運用基金管理規則の一部改正）

第28条 不動産運用基金管理規則（昭和39年大阪市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27.6.26掲示済)



次に掲げる規則を公布する。

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

**大阪市規則第188号****職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「中「外部経験に」を「第1号中「外部経験期間」に、「の経験に」を「の経験に係る期間（以下「外部経験期間」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。



大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月26日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

大阪市教育委員会規則第46号**大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則**

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）総務部の項中

「

経理担当課長	1
--------	---

1

」

を

「

経理担当課長	1
事業調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(平27.6.26掲示済)

告 示**大阪市告示第927号**

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年6月26日

大阪市長 橋 下 徹

表中大阪府市大都市局長の項を削除し、政策企画室長の項を次のように改める。

政策企画室長	政策企画室理事（市政に関する総合的な政策の企画及び推進担当）	政策企画室理事（地方公共団体等との連携及びその推進担当）
--------	--------------------------------	------------------------------

(人事室人事課)

(平27.6.26掲示済)

**大阪市告示第928号**

平成26年大阪市告示第516号（公園事務所の位置及び所管区域）を次のように改め、平成27年7月1日から実施する。

平成27年6月26日

大阪市長 橋 下 徹

公園事務所の位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
大阪市天王寺動物公園事務所	大阪市天王寺区茶臼山町 1番108号 (天王寺公園内)	天王寺動物園、天王寺公園

大阪市鶴見緑地公園事務所	大阪市鶴見区緑地公園2番163号 (鶴見緑地内)	都島区、旭区、城東区、鶴見区
大阪市真田山公園事務所	大阪市天王寺区真田山町5番70号 (真田山公園内)	天王寺区(天王寺公園を除く。)、東成区、生野区
大阪市大阪城公園事務所	大阪市中央区大阪城3番11号 (大阪城公園内)	中央区、西区、浪速区
大阪市八幡屋公園事務所	大阪市港区田中3丁目1番 (八幡屋公園内)	港区、大正区、西成区
大阪市長居公園事務所	大阪市東住吉区長居公園1番1号 (長居公園内)	住之江区、住吉区、阿倍野区、東住吉区、平野区
大阪市扇町公園事務所	大阪市北区扇町1丁目1番21号 (扇町公園内)	北区、福島区、此花区
大阪市十三公園事務所	大阪市淀川区十三元今里1丁目1番41号 (十三公園内)	西淀川区、淀川区、東淀川区

(建設局公園緑化部公園管理課)

(平27.6.26掲示済)

**大阪市告示第929号**

平成25年大阪市告示第462号(会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任)の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年6月30日

大阪市長 橋下 徹

会計管理者の権限に属する事務の一部の出納員への委任の表中

「

大阪府市大都市局	総務企画担当課長
----------	----------

」

を削る。

(会計室会計企画担当)

(平27.6.30掲示済)

大阪市告示第930号

平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年6月30日

大阪市長 橋下徹

区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任の表西淀川区役所の項中「企画担当課長」を「企画課長」に改める。

(会計室会計企画担当)

(平27. 6. 30掲示済)

大阪市告示第953号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成27年

城東区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
8月10日	月	鯨江小学校	今福西3丁目9番27号
8月11日	火	城東小学校	鳴野東3丁目16番41号
8月17日	月	董中学校	古市1丁目18番4号
8月18日	火	関目小学校	関目6丁目5番5号
8月20日	木	成育小学校	成育1丁目5番19号
8月21日	金	中浜小学校	中浜2丁目12番35号
8月24日	月	諏訪小学校	永田2丁目15番5号

2 在所場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会
(経済戦略局計量検査所)



大阪市告示第954号

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第34条第1項及び同条第2項の市長が定める法人として、次の法人について新たに指定を行うので、大阪市情報公開条例施行規則（平成13年大阪市規則第31号）第14条の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

公益財団法人 大阪国際平和センター

(総務局行政部行政課)



大阪市告示第955号

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第34条第1項の市長が定める法人のうち、次の法人については指定を取り消したので、大阪市情報公開条例施行規則（平成13年大阪市規則第31号）第14条の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

大阪市信用保証協会

一般財団法人 大阪建築技術協会

一般財団法人 大阪消防振興協会

財団法人 大阪国際平和センター

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会

株式会社 大阪マーチャンダイズマート

株式会社 大阪鶴見フラーセンター

公益財団法人 大阪バイオサイエンス研究所

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

公益財団法人 大阪市学校給食協会

(総務局行政部行政課)



大阪市告示第956号

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第34条第2項の市長が定

める法人のうち、次の法人については指定を取り消したので、大阪市情報公開条例施行規則（平成13年大阪市規則第31号）第14条の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団
 一般財団法人 大阪建築技術協会
 一般財団法人 大阪消防振興協会
 財団法人 大阪国際平和センター

(総務局行政部行政課)



大阪市告示第957号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあつた年月日	平成27年5月28日
申請書を受理した日	平成27年6月19日
名 称	特定非営利活動法人フューチャーオブインサイト
代表者の氏名	有近 康弘
主たる事務所の所在地	大阪市平野区平野東1丁目8番25号レオパレスオアシス204
定款に記載された目的	この法人は広くの一般市民を対象として、スポーツから生まれる人の集まりを広げ、一貫育成、コミュニティの場所の提供、教育と育成の両立などをを行いスポーツ振興の推進を図るとともに、健全な青少年の育成と良識のある倫理や道徳を身に付けることを目的とする。
申請のあつた年月日	平成27年6月10日
申請書を受理した日	平成27年6月19日
名 称	特定非営利活動法人子どもセンターぬく
代表者の氏名	森本 志磨子
主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満4丁目1番4号 第三大阪弁

	護士ビル503号
定款に記載された目的	この法人は、虐待、非行、その他の理由により、居場所を失った子どもに、安心・安全に暮らせる場を提供し、子どもの主体性を尊重して、その自立を支援し、もって子どもの権利を擁護することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)



大阪市告示第958号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書、活動予算書及び役員名簿については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年5月26日
申請書を受理した日	平成27年6月17日
名 称	特定非営利活動法人トライアングル
代 表 者 の 氏 名	池田 多加雄
主たる事務所の所在地	大阪市平野区長吉六反5丁目6番32号
定款に記載された目的	この法人は、障害のある人たちが、働く喜びと生きる喜びを持って生活できるように日常生活、社会参加を支援し、障害をもつ者、もたない者が互いの自己実現を図る事業を行うことによって、誰もが安心して暮らせるまちづくりに、寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月1日
申請書を受理した日	平成27年6月17日
名 称	NPO法人御堂筋・長堀21世紀の会
代 表 者 の 氏 名	成松 孝
主たる事務所の所在地	大阪市中央区東心斎橋1丁目10番7号
定款に記載された目的	この法人は、大阪都心の中核である御堂筋・心斎橋・長堀地域について、将来の街づくりの在り方等に関し会員の力を結集して、地域住民の

	生活文化の向上と、商業の振興策を研究し、地域の活性化を図ることを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月2日
申請書を受理した日	平成27年6月17日
名 称	特定非営利活動法人日本クリニクラウン協会
代表者の氏名	河 敬世
主たる事務所の所在地	大阪市北区末広町3-11天しもビル3B
定款に記載された目的	この法人は、闘病生活を送る子どもの権利を尊重し、クリニクラウン（臨床道化師）に関する事業を行うことにより、もって子どもの健全育成、保健、医療または福祉の発展に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月4日
申請書を受理した日	平成27年6月19日
名 称	特定非営利活動法人日本口笛音楽協会
代表者の氏名	高塙 ソノ子
主たる事務所の所在地	大東市朋来2丁目5番35号520
定款に記載された目的	この法人は「口笛音楽」に関する事業を行うことにより、口笛音楽の普及、子どもの健全育成及び世界平和に貢献することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)



大阪市告示第959号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として認定したので、同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

名 称	NPO法人ハートブレッドプロジェクト
代 表 者 の 氏 名	西川 功晃
主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田1丁目1番3号大阪駅前第3ビル2階
認 定 の 有 効 期 間	自平成27年6月16日 至平成32年6月15日
定款に記載された目的	この法人は、災害の被災者をはじめ支援を必要としている人々や地域、団体に対し、パンを通しての寄付活動を行い、直接的な支えになると

ともに、国内における寄付文化の醸成に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第960号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局管財部管財課 賃貸地グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1－600号）

①賃貸台帳管理システム開発・運用保守業務委託 ②一般 ③平成27年6月9日 ④株式会社システムリサーチ大阪支店（大阪市西区西本町1丁目13番40号） ⑤36,612,000円 ⑥平成27年4月3日

(契約管財局管財部管財課)

大阪市告示第961号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①王谷 英達 ②大阪府立成人病センター ③東成区中道1-3-3 ④肢体不自由 ⑤平成27年6月1日

①山崎 良二 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④肢体不自由 ⑤平成27年6月1日

①濱田 佳孝 ②大阪掖済会病院 ③西区本田2-1-10 ④肢体不自由 ⑤平成27年6月1日

①田中 博之 ②大阪整肢学院 ③北区中津2-2-22 ④肢体不自由 ⑤平

成27年6月1日

①安村 良男 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④心臓機能障がい
⑤平成27年5月1日

①山口 惣一 ②なにわ生野病院 ③浪速区大国1-10-3 ④心臓機能障がい
⑤平成27年4月1日

①末廣 茂文 ②大阪府済生会野江病院 ③城東区古市1-3-25 ④心臓機能障がい
⑤平成27年4月1日

①大野 耕一 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎5-30 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい
⑤平成27年6月1日

①椿原 美治 ②双葉クリニック ③住之江区御崎3-6-2 ④腎臓機能障がい
⑤平成27年6月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)



大阪市告示第962号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市浪速区浪速東一丁目1番1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

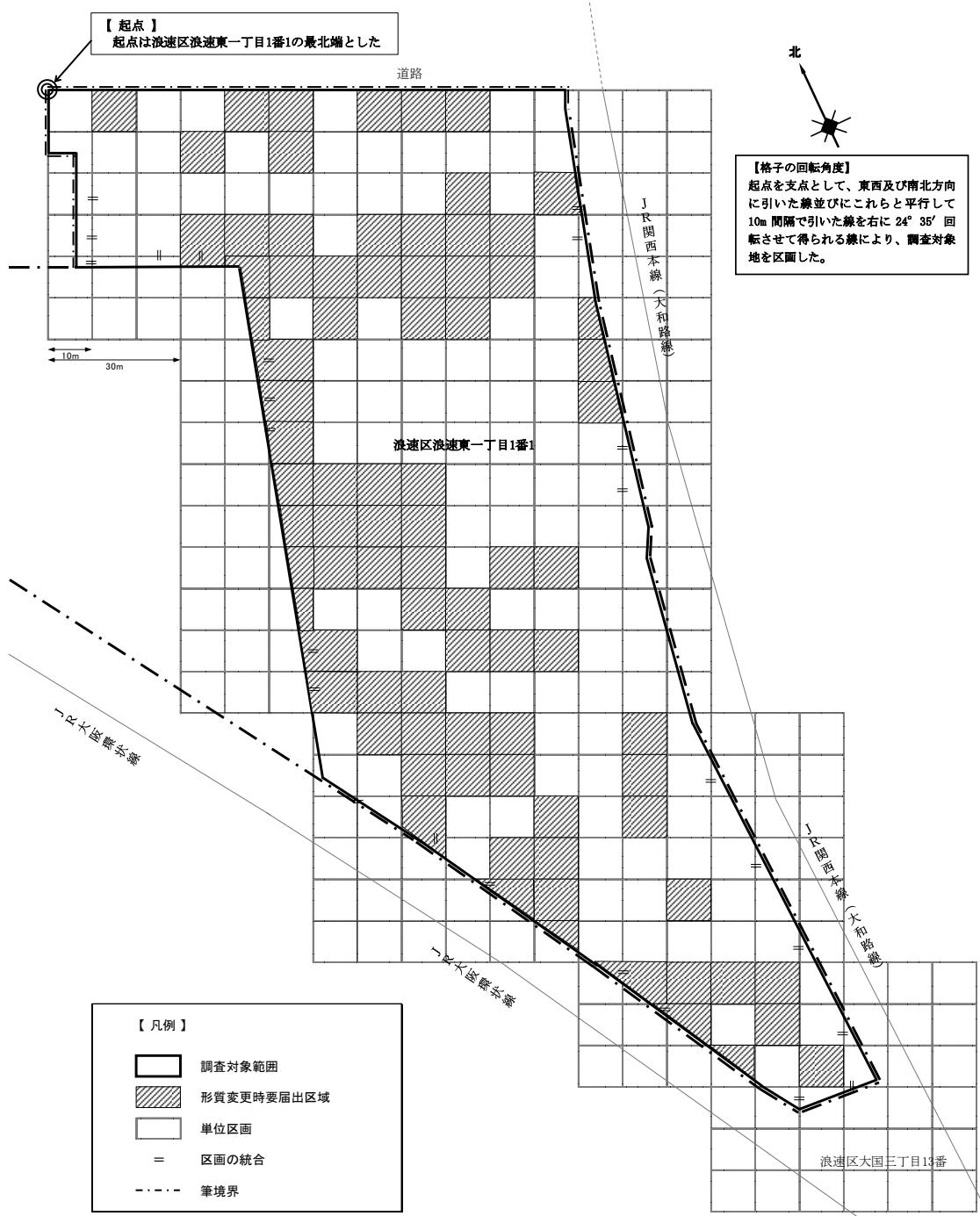
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

備考 詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第963号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

施設名	月日	供用時間
大阪市立西三国センター	平成27年7月18日（土）	午前9時から午後11時まで
	平成27年8月22日（土）	午前9時から午後11時まで
	平成27年8月29日（土）	午前9時から午後11時まで

（環境局環境管理部環境管理課）



大阪市告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成27年7月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	北区中之島6丁目3番先

（建設局管理部路政課）



大阪市告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公

告する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成27年7月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
天王寺区第7号線	天王寺区真法院町1番先	ベンチ
大阪環状線	生野区中川6丁目9番先	樹木
住吉区第2065号線	住吉区長居西2丁目11番先	カーブミラー

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第966号

市道の路線名を次のように変更する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

旧	新
住吉区第2285号線	阿倍野区第2285号線

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下 徹

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
阿倍野区 第2285号線	阿倍野区北畠2丁目 275番の4地から 同 区同 2丁目 175番の2地まで (参考図参照)	旧	m 0.91	m 130.27
		新	5.00 ~10.80 及び 6.18 ~8.84	126.76 及び 21.71

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

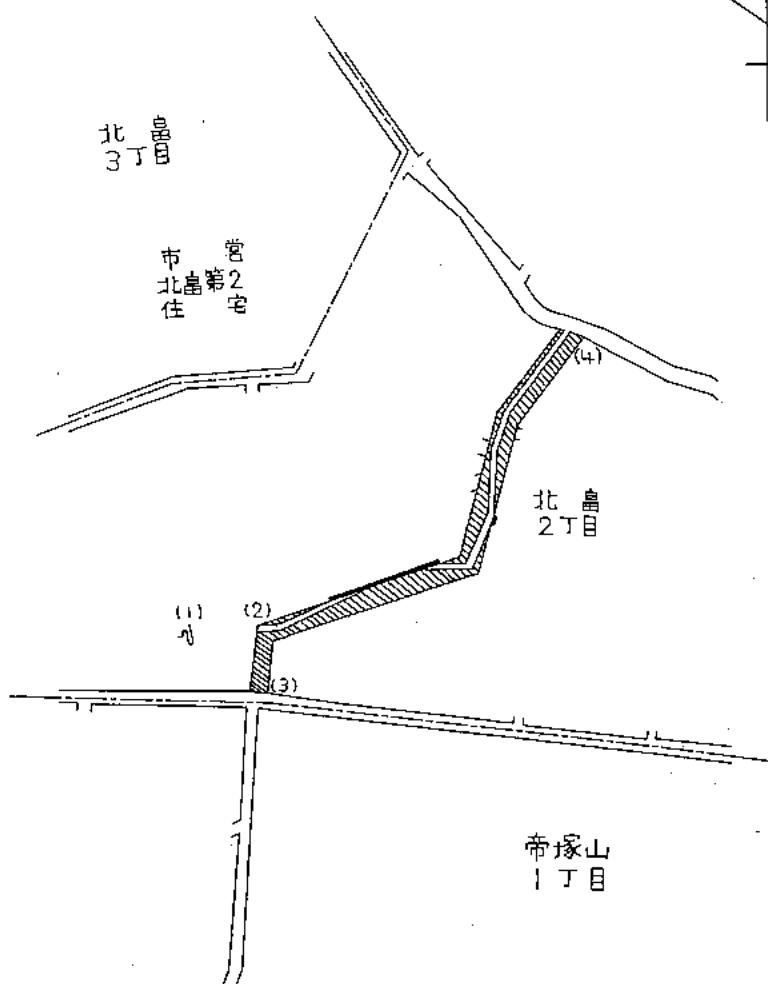
平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

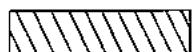
路線名	区間	供用開始の期日
阿倍野区 第2285号線	阿倍野区北畠2丁目 275番の4地から 同 区同 2丁目 175番の2地まで (参考図参照)	告示の日

参考図

阿倍野区



凡 例



新たに道路となる部分



廃止する部分

— — — — 町 丁 界

説 明

阿倍野区第2285号線(1)(4)間のうち(2)(4)間を(2)(3)間及び(2)(4)間に区域変更する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第969号

平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正するので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第6条第10項の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中西横堀駐車場の項を平成27年7月14日以降については次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
西横堀 駐車場	0号 午前8時から 午後10時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円	—	1日当たり 1,800円
	0号 午後10時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円		
	1号 午前8時から 午後8時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円	—	1日当たり 1,800円（日曜 日及び休日に あっては600 円）
	2号 午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円		
	3号 午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円		
	4号 午前8時から 午後8時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円	—	1日当たり 1,800円（日曜 日及び休日に あっては1,200 円）
	5号 午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円		
	6号 午前8時から 午後8時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円		
	7号 午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,400円
	8号 午前8時から 午後8時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円		
	8号 午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,500円
	9号 午前8時から 午後8時まで	総駐車時間60分まで ごとに600円		

	午後8時から 翌日午前8時 まで	総駐車時間60分まで ごとに100円		
10号	午前0時から 午前8時まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,600円（日曜 日、土曜日及 び休日にあつ ては2,600円）
	午前8時から 翌日午前0時 まで	総駐車時間30分まで ごとに300円		
11号	午前0時から 午前8時まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,600円（日曜 日、土曜日及 び休日にあつ ては2,600円）
	午前8時から 翌日午前0時 まで	総駐車時間30分まで ごとに300円		
12号	午前0時から 午前8時まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,400円（日曜 日、土曜日及 び休日にあつ ては2,600円）
	午前8時から 翌日午前0時 まで	総駐車時間30分まで ごとに300円		
13号	午前0時から 午前8時まで	総駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,300円（日曜 日、土曜日及 び休日にあつ ては2,200円）
	午前8時から 翌日午前0時 まで	総駐車時間30分まで ごとに300円		

2 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中長堀通地下駐車場の項を平成27年7月15日以降については次のように改める。

長堀通 地下駐車場	午前8時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1日当たり 1,000円（日曜 日、土曜日及 び休日にあつ ては1,500円）
	午後10時から 翌日午前8時 まで	駐車時間30分まで ごとに100円		

3 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中法円坂駐車場、安土町地下駐車場、東長堀地下駐車場及び上汐地下駐車場の項を平成27年7月16日以降については次のように改める。

法円坂 駐車場	1号	午前7時から 午後10時まで	総駐車時間60分ま でごとに300円	—	入庫後駐車時 間24時間まで ごとに1,300円
		午後10時から 翌日午前7時 まで	—		

2号	午前7時から 午後10時まで	総駐車時間60分までごとに300円	—	入庫後駐車時間24時間までごとに1,300円
	午後10時から 翌日午前7時まで	総駐車時間60分までごとに100円	—	
安土町 地下駐車場	午前7時から 午後8時まで	駐車時間60分までごとに400円	—	時間内上限料金1,500円
	午後8時から 翌日午前7時まで	駐車時間60分までごとに100円	60分までごとに100円	時間内上限料金300円
東長堀 地下駐車場	午前8時から 午後10時まで	駐車時間30分までごとに300円	—	1日当たり 1,200円
	午後10時から 翌日午前8時まで	駐車時間120分までごとに100円		
上汐 地下駐車場	午前7時から 午後10時まで	駐車時間30分までごとに200円	—	時間内上限料金1,500円
	午後10時から 翌日午前7時まで	—	60分までごとに100円	時間内上限料金300円

4 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1)自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成27年7月25日から同月26日まで、平成27年8月1日から同月2日まで及び平成27年8月22日から同月23日までについては次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前7時から 午後11時まで	駐車時間最初の30分まで100円。以降駐車時間15分までごとに100円	—	時間内上限料金 3,000円
	午後11時から 翌日午前7時まで	—	60分までごとに100円	—

5 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1)自動二輪を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成27年7月27日から同月31日まで、平成27年8月3日から同月21日まで及び平成27年8月24日以降については次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前7時から 午後11時まで	駐車時間最初の30分まで100円。以後駐車時間15分までごとに100円	—	時間内上限料金 1,000円（日曜日、土曜日及び休日にあっては2,000円）
	午後11時から 翌日午前7時まで	—	60分までごとに100円	—

(建設局管理部管理課)

**大阪市告示第970号**

次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき、告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

道路の種類	路線名	区間
市道	伏見町線	中央区伏見町3丁目1番地1号 から 中央区伏見町3丁目5番地6号 まで
市道	北浜線	中央区北浜4丁目6番地5号 から 中央区北浜4丁目2番地3号 まで
市道	今橋線	中央区今橋4丁目4番地7号 から 中央区北浜4丁目7番地28号 まで

(建設局道路部道路課)

**大阪市告示第971号**

昭和52年9月27日付大阪市指令港湾第265号により免許した公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定に基づき、次のとおり埋立免許出願事項の変更を許可したので、同条第2項において準用する第11条の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 橋下 徹

1 許可年月日

平成27年6月23日

2 許可を受けた者の住所、名称および代表者の氏名

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹

3 区域

(1) 位置

大阪市此花区梅町2丁目地先公有水面

(2) 区域

全体区域

次の地点のうち、①の地点から⑪の地点まで順次直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点を結ぶ昭和52年9月27日付大阪市指令港湾第265号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+1.82m）により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

①の地点	基点から	23度02分02秒	3,180.85mの地点
②の地点	①の地点から	281度02分33秒	2,300.16mの地点
③の地点	②の地点から	214度00分00秒	877.42mの地点
④の地点	③の地点から	151度00分00秒	1,124.73mの地点
⑤の地点	④の地点から	95度00分00秒	971.40mの地点
④⁹の地点	⑤の地点から	67度18分21秒	542.60mの地点
⑤⁹の地点	④⁹の地点から	309度32分34秒	13.55mの地点
⑤¹¹の地点	⑤⁹の地点から	39度32分34秒	1.35mの地点
⑦⁹の地点	⑤¹¹の地点から	309度32分34秒	120.00mの地点
⑦¹¹の地点	⑦⁹の地点から	39度32分34秒	250.00mの地点
⑧¹¹の地点	⑦¹¹の地点から	129度32分34秒	10.00mの地点
⑨¹¹の地点	⑧¹¹の地点から	39度32分34秒	50.00mの地点
⑩¹¹の地点	⑨¹¹の地点から	309度32分34秒	450.00mの地点
⑪¹¹の地点	⑩¹¹の地点から	39度32分34秒	700.00mの地点
⑪¹¹の地点	⑪¹¹の地点から	129度32分34秒	530.00mの地点
⑪¹¹の地点	⑪¹¹の地点から	39度32分34秒	350.00mの地点

1 工区

次の地点のうち、⑮の地点から⑪の地点まで順次直線で結んだ線及び⑪の地点と⑮の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

⑯の地点	： 基点から	23度17分02秒	3, 176. 77mの地点
⑰の地点	： ⑯の地点から	219度32分34秒	330. 00mの地点
⑱の地点	： ⑰の地点から	309度32分34秒	425. 00mの地点
⑲の地点	： ⑱の地点から	39度32分34秒	107. 09mの地点
⑳の地点	： ⑲の地点から	281度02分33秒	91. 03mの地点
㉑の地点	： ㉐の地点から	219度32分34秒	433. 65mの地点
㉒の地点	： ㉑の地点から	129度32分34秒	80. 00mの地点
㉓の地点	： ㉒の地点から	39度32分34秒	350. 00mの地点
㉔の地点	： ㉓の地点から	129度32分34秒	530. 00mの地点
㉕の地点	： ㉔の地点から	39度32分34秒	350. 00mの地点

2 工区－ 1

次の地点のうち、④の地点から②の地点まで順次直線で結んだ線及び②の地点と③の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30. 3秒、東経135度23分32. 4秒）

㉖の地点	： 基点から	2 度40分53秒	3, 144. 86mの地点
㉗の地点	： ㉖の地点から	281度02分33秒	1, 320. 76mの地点
㉘の地点	： ㉗の地点から	214度00分00秒	877. 42mの地点
㉙の地点	： ㉘の地点から	151度00分00秒	1, 124. 73mの地点
㉚の地点	： ㉙の地点から	95度00分00秒	971. 40mの地点
㉛の地点	： ㉚の地点から	67度18分21秒	261. 61mの地点
㉜の地点	： ㉛の地点から	309度32分34秒	71. 87mの地点
㉝の地点	： ㉜の地点から	309度32分42秒	215. 15mの地点
㉞の地点	： ㉝の地点から	317度35分38秒	254. 91mの地点
㉟の地点	： ㉞の地点から	55度39分30秒	56. 01mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	5 度00分00秒	350. 18mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	275度00分00秒	354. 93mの地点

2 工区－ 2

次の地点のうち、①の地点から⑯の地点まで順次直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30. 3秒、東経135度23分32. 4秒）

㉟の地点	： 基点から	23度02分02秒	3, 180. 85mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	281度02分33秒	467. 16mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	219度32分34秒	107. 09mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	129度32分34秒	425. 00mの地点
㉟の地点	： ㉟の地点から	39度32分34秒	330. 00mの地点

2 工区－ 3

次の地点のうち、㉙の地点から㉛の地点まで順次直線で結んだ線及び㉛の地点と㉙の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

㉙の地点	基点から	15度11分06秒	1,832.89mの地点
㉘の地点	㉙の地点から	309度33分36秒	187.75mの地点
㉞の地点	㉘の地点から	309度31分27秒	184.76mの地点
㉗の地点	㉞の地点から	309度31分27秒	30.34mの地点
㉖の地点	㉗の地点から	317度34分55秒	193.24mの地点
㉕の地点	㉖の地点から	235度39分30秒	219.97mの地点
㉔の地点	㉕の地点から	137度35分38秒	254.91mの地点
㉓の地点	㉔の地点から	129度32分34秒	215.15mの地点
㉒の地点	㉓の地点から	129度32分34秒	71.87mの地点

2工区－4

次の地点のうち、㉞の地点から㉗の地点まで順次直線で結んだ線及び㉗の地点と㉞の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

㉞の地点	基点から	5度29分27秒	2,015.29mの地点
㉟の地点	㉞の地点から	39度31分27秒	280.00mの地点
㉙の地点	㉟の地点から	129度32分34秒	264.00mの地点
㉛の地点	㉙の地点から	39度32分34秒	50.00mの地点
㉜の地点	㉛の地点から	309度32分34秒	450.00mの地点
㉝の地点	㉜の地点から	39度32分34秒	350.00mの地点
㉞の地点	㉝の地点から	309度32分34秒	80.00mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	219度32分34秒	384.53mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	275度00分00秒	242.53mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	185度00分00秒	350.18mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	55度39分30秒	163.96mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	137度34分55秒	193.24mの地点

2工区－5

次の地点のうち、㉞の地点から㉞の地点まで順次直線で結んだ線及び㉞の地点と㉞の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

㉞の地点	基点から	5度42分12秒	2,010.26mの地点
㉘の地点	㉞の地点から	129度31分27秒	175.75mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	129度33分36秒	187.75mの地点
㉞の地点	㉙の地点から	67度18分21秒	32.35mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	309度32分34秒	13.55mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	39度32分34秒	1.35mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	309度32分34秒	120.00mの地点

⑤の地点	： ⑦の地点から	39度32分34秒	1.35mの地点
⑥の地点	： ⑤の地点から	39度32分34秒	1.35mの地点

2工区-6

次の地点のうち、⑨の地点から⑩の地点まで順次直線で結んだ線及び⑩の地点と⑨の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

⑨の地点	： 基点から	12度55分58秒	3,113.13mの地点
⑩の地点	： ⑨の地点から	281度02分33秒	559.98mの地点
⑪の地点	： ⑩の地点から	219度32分34秒	889.76mの地点
⑫の地点	： ⑪の地点から	95度00分00秒	354.93mの地点
⑬の地点	： ⑫の地点から	95度00分00秒	242.53mの地点
⑭の地点	： ⑬の地点から	39度32分34秒	384.53mの地点

2工区-7

次の地点のうち、⑯の地点から⑰の地点まで順次直線で結んだ線及び⑰の地点と⑯の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

⑯の地点	： 基点から	5度29分27秒	2,015.29mの地点
⑰の地点	： ⑯の地点から	129度31分27秒	9.00mの地点
⑱の地点	： ⑰の地点から	39度32分34秒	249.99mの地点
⑲の地点	： ⑱の地点から	129度32分34秒	215.00mの地点
⑳の地点	： ⑲の地点から	39度32分34秒	30.00mの地点
㉑の地点	： ⑳の地点から	309度32分34秒	224.00mの地点

2工区-8

次の地点のうち、⑲の地点から⑳の地点まで順次直線で結んだ線及び⑳の地点と⑲の地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒、東経135度23分32.4秒）

㉒の地点	： 基点から	9度17分46秒	2,222.25mの地点
㉓の地点	： ㉒の地点から	219度32分34秒	220.00mの地点
㉔の地点	： ㉓の地点から	129度32分34秒	245.00mの地点
㉕の地点	： ㉔の地点から	39度32分34秒	250.00mの地点
㉖の地点	： ㉕の地点から	309度32分34秒	30.00mの地点
㉗の地点	： ㉖の地点から	219度32分34秒	30.00mの地点

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大阪市此花区梅町2丁目地先公有水面

(2) 区域

全体区域

次の地点のうち、Ⓐの地点からⒷの地点まで順次直線で結んだ線及びⒷの地点とⒶの地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒 東経135度23分32.4秒）

Ⓐ 基点から28度40分22秒 3,219.70mの①' の地点から66度32分05秒 208.97mの地点

Ⓑ Ⓐの地点から 319度41分19秒 168.06mの地点

Ⓒ Ⓑの地点から 281度02分33秒 2,777.84mの地点

Ⓓ Ⓒの地点から 214度00分00秒 1,132.46mの地点

Ⓔ Ⓓの地点から 151度00分00秒 1,353.63mの地点

Ⓕ Ⓕの地点から 95度00分00秒 1,127.04mの地点

Ⓖ Ⓖの地点から 67度18分21秒 669.78mの地点

Ⓗ Ⓗの地点から 63度33分49秒 1,289.72mの地点

1工区

次の地点のうち、Ⓐの地点から①の地点まで順次直線で結んだ線及び①の地点とⒶの地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒 東経135度23分32.4秒）

Ⓐ 基点から28度40分22秒 3,219.70mの①' の地点から66度32分05秒 208.97mの地点

Ⓑ Ⓐの地点から 319度41分19秒 168.06mの地点

① Ⓑの地点から 281度02分33秒 1,120.35mの地点

② ①の地点から 191度02分33秒 561.47mの地点

③ ②の地点から 129度32分34秒 1,191.64mの地点

④ ③の地点から 63度33分49秒 536.42mの地点

2工区

次の地点のうち、Ⓐの地点からⒷの地点まで順次直線で結んだ線及びⒷの地点とⒶの地点を結んだ直線により囲まれた区域

基点：大阪南港外港南防波堤燈台（北緯34度37分30.3秒 東経135度23分32.4秒）

Ⓐ 基点から28度40分22秒 3,219.70mの①' の地点から66度32分05秒 208.97mの地点

Ⓑ Ⓐの地点から 319度41分19秒 168.06mの地点

Ⓒ Ⓑの地点から 281度02分33秒 2,777.84mの地点

Ⓓ Ⓒの地点から 214度00分00秒 1,132.46mの地点

Ⓔ Ⓓの地点から 151度00分00秒 1,353.63mの地点

Ⓕ Ⓕの地点から 95度00分00秒 1,127.04mの地点

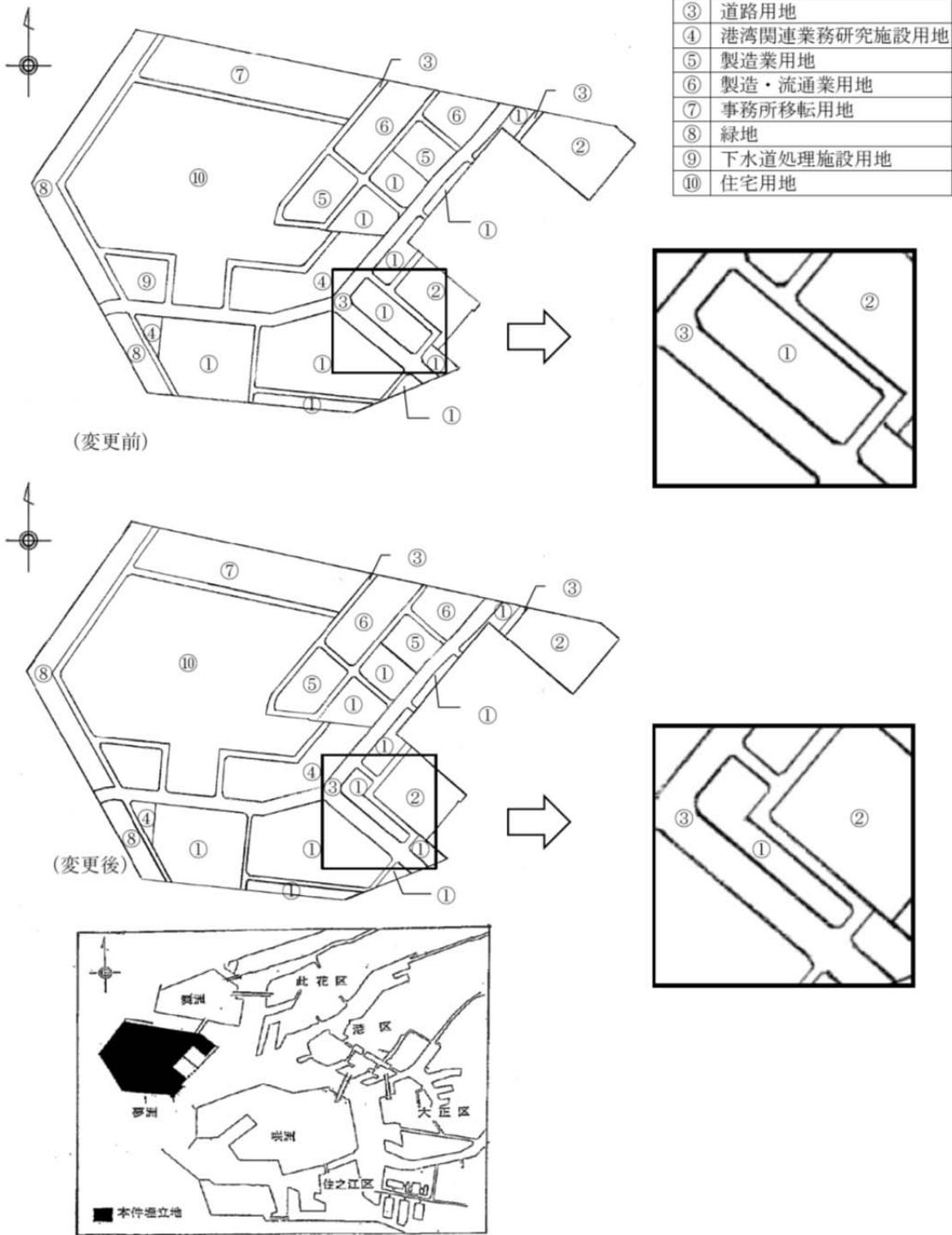
Ⓖ Ⓖの地点から 67度18分21秒 669.78mの地点

Ⓗ Ⓗの地点から 63度33分49秒 1,289.72mの地点

5 埋立地の用途

当該埋立地の用途のうち、ふ頭用地、倉庫等保管施設用地、道路用地の配置及び規模の変更を行う。（別図参照）

別 図



(港湾局計画整備部海務担当)

大阪市告示第972号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成27年7月10日

大阪市長 橋下徹

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
京都銀行	高槻支店	変更前	〒569-0071 大阪府高槻市城北町二丁目14番20号	平成27年 7月21日
		変更後	〒569-1123 大阪府高槻市芥川町一丁目8番30号	

(会計室会計管理担当)

大阪市交通局告示第30号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成27年7月10日

大阪市交通局長 藤本昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6252

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

トイレットペーパー買入（その2）概算契約 7,000箱
(電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成27年10月1日から平成28年3月15日までの間

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成27年7月24日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「56 日用品類」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成27年7月24日（金）午後5時まで無償により交付する。
(ただし、本市の休日を除く。)
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成27年7月24日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成27年9月14日（月）及び同月15日（火）午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時　　平成27年9月16日（水）午前10時
 - ウ 場所　　システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成27年9月16日（水）午前9時30分から午前10時まで
 - イ 開札予定日時　　平成27年9月16日（水）午前10時
 - ウ 場所　　大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下、「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵送等」という。）による入札の場合は平成27年9月15日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除（見積った契約希望金額の100分の3以上）
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成27年7月24日（金）午後5時までに受付場所に、持参又は郵送等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Toilet paper buying(Part 2) rough estimate contract 7,000boxes
- (2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 24 July 2015

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 14 September 2015 to 5:00PM, 15 September 2015

② in person: from 9:30AM to 10:00AM, 16 September 2015

③ by post: 5:00PM, 15 September 2015

(4) A contact point where tender documents are available:

Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552,
TEL 06-6585-6252

(交通局経営管理本部調達部調達課)



大阪市選挙管理委員会告示第35号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

埼玉県さいたま市中央区大戸4-19-10
北川 久

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月28日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同法施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読み替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定によ

り、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年7月25日行政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないとの解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことと踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長から申出人の住民登録がない旨の回答があった。

3 申出人への居住確認の照会

申出人の住所地市区町村長からの回答を受け、申出人へ申出時の住所に係る居住の確認を行うため、照会文書を特定記録郵便により申出時の住所あてに発送したが、「あて所が不明」という理由で返戻された。

以上の確認の結果、申出人の住所の特定及び居住の確認ができず、申出人が本件投票の選挙人であることが確認できなかった。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第36号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

埼玉県さいたま市中央区大戸4-19-10
北川 千恵

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月28日付けで提起された同月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同法施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読み替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定により、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年7月25日行政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないとの解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことを踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長から申出人の住民登録がない旨の回答があった。

3 申出人への居住確認の照会

申出人の住所地市区町村長からの回答を受け、申出人へ申出時の住所に係る居住の確認を行うため、照会文書を特定記録郵便により申出時の住所あてに発送したが、「あて所が不明」という理由で返戻された。

以上の確認の結果、申出人の住所の特定及び居住の確認ができず、申出人が本件投票の選挙人であることが確認できなかった。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27. 7. 2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第37号

平成27年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
決 定 書
異議申出人
埼玉県久喜市
羽當 満江

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月28日付で提起された同月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

決定の理由

本件投票において、投票又は賛否の結果の効力に関し不服があり異議を申し出ることができる者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び同法施行令（平成25年政令第42号）の規定により準用・読み替え後の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条又は第206条の規定によ

り、選挙人であるとされている。

ここにいう選挙人とは、選挙人名簿に登録されていることは必要でなく、本件投票当時に投票権を実質的に有する者と解されている（大正12年7月25日行政裁判所判決、昭和4年4月10日行政裁判所判決参照）。

また、本件投票当時に選挙人であれば、その後引き続き投票権を有する必要はないとの解されている（昭和6年12月14日行政裁判所判決参照）。

なお、本件投票の投票権を有する者は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条の規定により、大阪市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであるとされていることから、少なくとも本件投票の期日前投票が開始された平成27年4月28日から投票の期日であった同年5月17日までの間のいずれかの日において大阪市内に引き続き3箇月以上住所を有していたことが要件となる。

以上のことと踏まえ、当委員会は、本件異議申出の要件の審理に際し、申出時の住所が本市外であったため、まず本件投票の選挙人であるかどうかについて次のとおり確認した。

1 住所地市区町村長への住民登録の有無等の照会

異議申出書（以下「申出書」という。）における申出人の住所の記載が市区町村名までしかなかったが、申出人の住民登録の有無並びに登録がある場合は住所を定めた日及びその届出日について、申出人の住所地市区町村長へ照会した。

2 住所地市区町村長からの住民登録の有無等の回答の確認

申出人の住所地市区町村長から申出人の住所では本人特定ができない旨の回答があり、住民登録の有無について確認できなかった。

3 申出人への住所確認の照会

申出人の住所地市区町村長からの回答を受け、申出人へ住所の確認を行うため、文書を郵便（簡易書留）により申出書記載の住所あてに発送したが、「あて所が不明」という理由で返戻された。

以上の確認の結果、申出人の住所を特定することができず、申出人が本件投票の選挙人であることが確認できなかった。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市城東区今福東3丁目2番26-405

松浦 正和

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月27日付で提起された同年5月17日執行の大坂市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「私の母親に聞いた話で、議員が私の実家に来て、大阪市なくなる、水道代が2倍になるから、反対票に投票するよう依頼、これは違反ではないでしょうか、水道代が2倍になる事実はありません。（他に反対派の妨害活動の写真を添付いたします。）」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙

の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくても選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、投票運動の方法及び内容や妨害行為を理由として、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

仮に申出人の主張する行為が、公選法を読み替え準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かのような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効とななければならぬことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 平野 豊三郎

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平27.7.2掲示済)

大阪市選挙管理委員会告示第39号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市生野区巽中1丁目23番6-505号
水島 浩之

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月30日付けで提起された同年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派のデマ・意見がひどすぎた。不正選挙が行われている可能性がある。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙

の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくても選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、反対派のデマ・意見がひどすぎたことから不正選挙が行われている可能性があるとの理由で、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張するデマ等の内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替えて準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)

大阪市選挙管理委員会告示第40号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書**異議申出人**

大阪市生野区巽中1丁目23番6-505号
水島 理恵

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月30日付けで提起された同年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派のデマ・暴言がひどすぎた。とにかくわからなければ反対に投票をと声掛けをされた。賛成の意思を伝えると、とても不愉快な暴言を浴びせられた。」というものである。

第2 決定の理由**1 本件異議申出の要件**

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において

公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、反対派のデマ・暴言がひどすぎたことから、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張するデマ等の内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替え準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効とななければならぬことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平27.7.2掲示済)

大阪市選挙管理委員会告示第41号

平成27年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市住吉区万代6丁目11番15号

河村 祐輝

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月31日付けで提起された同年5月17日執行の大阪市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「投票日当日、黄色のNOと書かれたTシャツを着て、黄色のメガホンを持ち、反対！NO！と大きく書かれた旗を掲げ、20～30人の大人数の団体が、「都構想は大阪の敵、橋下は大阪の敵、わからなかつたら反対を！」と大声で連呼し、地域中を練り歩いていた。地域住民からはその発言、騒音に対して怒りの声もあったが聞く耳を持たず、活動を続けた。それに加え、投票に行く地域住民に無理に声をかけ、投票場の目の前までついていき、「反対を反対を」と投票場の中にも聞こえるような声で発信し、投票者を促した。この行為は大阪維新の会橋下代表を侮辱するとともに選挙の公平性が保たれていないため、今回の投票結果を無効にするとともに、再度投票すべきである。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、投票日当日の投票運動の方法・内容を理由として、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

仮に申出人の主張する行為が、公選法を読み替えて準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かのような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を

生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第42号

平成27年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市生野区林寺3丁目8番7号
田中 征治

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月29日付で提起された同年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派のうそが多くだまされ信じた人が多かった。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、反対派のうそによりだまされ信じた人が多かったことから、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張するうその内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替えて準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かのような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、

選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第43号

平成27年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市生野区林寺3丁目8番7号
田中 满智子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月29日付けで提起された同年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派の運動の仕方がひどかったのと、デマ・うそがひどかった。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、「反対派の運動の仕方がひどかったのと、デマ・うそがひどかった。」とのことから、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張する投票運動の方法及びデマ・うその内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替え準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所

第三小法廷判決)。

もっとも、かような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第44号

平成27年5月17日執行の大坂市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市生野区林寺3丁目8番7号
田中 淳代

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月29日付けで提起された同年5月17日執行の大坂市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派の理由付けがあまりにもひどいデマである。押しつけがひどい。違反があったのではないか。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、「反対派の理由付けがあまりにもひどいデマである。押しつけがひどい。違反があったのではないか。」とのことから、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張するデマ等の内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替えて準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとして

も、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第45号

平成27年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票に係る投票又は賛否の結果の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎

決 定 書

異議申出人

大阪市生野区林寺3丁目7番25号
陣野 ゆき

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年5月29日付けで提起された同年5月17日執行の大都市における特別区の設置についての投票（以下「本件投票」という。）に係る投票の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件投票は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、「反対派のデマがひどすぎた。反対派による強引な反対の押しつけや違反があったのではないか。反対派によるデマの拡散で本当に正しい判断をして投票できた市民は少ない。このような背景での住民投票による僅差の否決は、本当に民意を反映した正しい結果とはいえない。」というものである。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査及び異議申出の趣旨についての照会に対する回答を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件投票における投票の効力に関する争訟については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）及び同法施行令（平成25年政令42号）の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定を準用することとされている。およそ、選挙の効力に関する争訟において公選法第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

申出人は、反対派のデマがひどすぎたこと、反対派による強引な反対の押しつけや違反があったのではないかと考えられることを理由として、本件投票が無効である旨を主張している。

投票の効力における争訟において投票が無効とされるのは、上記のとおり大都市法及び同法施行令で準用される公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管

理者等を意味し、そもそも投票運動を行う者は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

申出人の主張するデマや違反行為の内容が具体的にどのようなものであるか判然としないが、仮にその行為が、公選法を読み替えて準用している大都市法及び同法施行令における投票運動に関する規制に違反する行為であったとしても、このような選挙の取締規定ないし選挙罰則に関する違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かような違法行為によって、本件投票の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、投票の自由公正は失われたものとして、投票を無効としなければならないことも考えられないではないが、投票の自由公正が失われたと認められるまでの事実は認定できず、申出人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成27年7月2日

大阪市選挙管理委員会
委員長 平野 豊三郎
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平27.7.2掲示済)

公 告

大阪市人事委員会公告第15号

大阪市職員採用試験を次により行う。

平成27年7月10日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三
職員（事務行政（18-21）・高校卒程度技術・消防吏員B・学校事務（市費）・学校事務（府費負担））採用試験

1 試験区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

試験区分	採用予定者数	受験資格	
事務行政（18－21） [高校卒程度]	15名程度		
技術 [高校卒程度]	都市建設 [主に土木]	8名程度	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (学歴は問いません。)
	建築	数名程度	
	機械	数名程度	
	電気	数名程度	
消防吏員B [大学卒以外]	(男) I	25名程度	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法による大学を卒業（見込み）の方及びこれに相当すると人事委員会が認める方を除く。 男性
	(女) I	数名程度	
学校事務（市費） [高校卒程度]	10名程度	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (学歴は問いません。)	
学校事務（府費負担） [高校卒程度]	10名程度		

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
なお、「数名程度」とは、1～5名程度を予定しています。
- 上の表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。また、消防吏員Bについては日本国籍を有しない方は受験できません。
- 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に卒業（見込み）の方等は、消防吏員B採用試験を受験できません。
- 合格者は、平成28年4月1日採用予定です。
- 以降、事務行政（18－21）を「事務行政」、高校卒程度技術を「技術」、消防吏員Bを「消防吏員」、学校事務（府費負担）を「学校事務（府費）」と表記します。

2 試験日時・場所、試験方法、試験内容

(1) 事務行政

試験	日時・場所	試験方法	試験内容
第1次 試験	平成27年9月27日(日) 午前9時集合 試験会場(大阪市内) は、受験票に記載して 通知します。	教養試験 [択一式] (2時間10分)	45問中40問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 25問全問解答
			作文 (1時間) 一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等について行います。
第2次 試験	平成27年10月26日(月) (予定) 詳細は第1次試験合格者に通知します。	口述試験	個別面接を行います。 事前に配付する「プレゼンテーションカード」に、今まで力を入れて取り組んできたこと等について記入していただき、口述試験の際の参考とします。

- 第1次試験においては高校卒程度の問題を出題します。
- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文は採点されません。

(2) 技術

試験	日時・場所	試験方法	試験内容
第1次 試験	平成27年9月27日(日) 午前9時集合 試験会場(大阪市内) は、受験票に記載して通知します。	教養試験 [択一式] (1時間30分)	35問中30問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 15問中10問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 20問全問解答
			専門試験 [主として記述式] (2時間) 各試験区分に応じた、高等学校卒業程度の専門的知識に関するものについて主として記述式により行います。
第2次 試験	平成27年11月4日(水) (予定) 詳細は第1次試験合格者に通知します。	口述試験	個別面接を行います。 事前に配付する「プレゼンテーションカード」に、今まで力を入れて取り組んできたこと等について記入していただき、口述試験の際の参考とします。

- 第1次試験においては高校卒程度の問題を出題します。

- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、専門試験は採点されません。

(3) 消防吏員

試験	日時・場所等	試験方法	試験内容
第1次 試験	平成27年9月27日(日) 午前9時集合 試験会場(大阪市内) は、受験票に記載して 通知します。	教養試験 [択一式] (2時間10分)	45問中40問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 25問全問解答
	平成27年10月8日(木) 午前9時30分集合 (予定) 詳細は作文、体力試験の 受験対象者に通知しま す。	作文 (1時間)	一般的な課題に対する理解力、文章構成 力及び表現力等について行います。
		体力試験	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横 とび・20mシャトルラン・立ち幅とび
	平成27年11月16日(月) (予定) 詳細は第1次試験合格者 に通知します。	口述試験	個別面接を行います。 事前に配付する「プレゼンテーションカ ード」に、今まで力を入れて取り組んで きたこと等について記入していただき、 口述試験の際の参考とします。
第2次 試験	職務遂行に必要な健康度 を有しているかについて の検査(血液検査、尿検 査、心電図等)を受験者 が医療機関に連絡のう え、受診していただきます (人事委員会で医療機 関の紹介は行っておりま せん。また、受診費用は 受験者の負担となります。 詳細は第1次試験におけ る体力試験時にお知らせ しますので、指示がある までは受診しないでくだ さい。	身体検査	診断書提出方式で行います。 男性は身長160cm以上・体重50kg以上・ 肺活量3200ml以上、女性は身長150cm以 上・体重40kg以上・肺活量2000ml以上で あり、また、男性・女性とも矯正視力を 含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ 0.3以上であって、赤色、青色及び黄色 の色彩の識別ができるこにについても、 併せて検査を行っていただきます。

- 第1次試験（教養試験及び作文）においては高校卒程度の問題を出題します。
- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文、体力試験は受験できません。
- 体力試験の各種目の得点が一定基準に満たない場合及び教養試験と体力試験の得点の合計が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文は採点されません。

(4) 学校事務（市費）・学校事務（府費）

試験	日時・場所	試験方法	試験内容
第1次試験	平成27年9月27日（日） 午前9時集合 試験会場（大阪市内） は、受験票に記載して通知します。	教養試験 〔択一式〕 (2時間10分)	45問中40問選択解答 ○人文・社会・自然科学の知識分野について 20問中15問選択解答 ○文章理解・判断推理・資料解釈などの知能分野等について 25問全問解答
		作文 (1時間)	一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等について行います。
第2次試験	平成27年10月27日（火） (予定) 詳細は第1次試験合格者に通知します。	口述試験	個別面接を行います。 事前に配付する「プレゼンテーションカード」に、今まで力を入れて取り組んできたこと等について記入していただき、口述試験の際の参考とします。

- 第1次試験においては高校卒程度の問題を出題します。
- 第1次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文は採点されません。

3 合格者の決定

試験	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果を総合的に判定して決定します。
第2次試験	第2次試験の結果を総合的に判定して決定します。※

※前段階の試験の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第1次試験の結果で判定することができます。）。

- 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。
- 試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。

4 合格者等の発表

試験区分	試験	発表日（予定）	発表方法
事務行政、学校 事務（市費）、 学校事務（府費）	第1次試験	平成27年10月16日（金）	合格者等本人あて通知するほか、合格者等の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、大阪市ホームページ（職員採用情報）にも掲載します。 なお、不合格の通知は行いません。
	第2次試験	平成27年11月13日（金）	
技術	第1次試験	平成27年10月23日（金）	
	第2次試験	平成27年11月13日（金）	
消防吏員	教養試験	平成27年10月2日（金）	
	第1次試験	平成27年10月23日（金）	
	第2次試験	平成27年11月27日（金）	

5 合格から採用まで

合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。

平成27年4月1日現在の初任給（地域手当（給料月額の15%、学校事務（府費）については11%）を含む。

また、給料月額から減額措置後のもの。ただし、減額率は年齢により異なる。）は、事務行政・技術が162,532円、消防吏員が172,634円、学校事務（市費）が162,532円、学校事務（府費）が162,615円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

事務行政、技術、学校事務（市費）及び学校事務（府費）については、日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

6 受験手続

受験申込については、インターネットで申請してください。

この要綱において、申込みは一つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申し込むことはできません。また、同一の試験区分において複数回申し込むことはおやめください。複数又は同一試験区分において複数回申し込まれた場合は最後に申し込まれたもののみ受理します。なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

【受付期間】 平成27年8月13日（木）午前9時00分から平成27年8月28日（金）午後5時00分まで
《8月28日午後5時00分までの申込完了分まで有効》

【申込方法】

大阪市ホームページ上の「行政オンラインサービス - 電子申請・オンラインアンケート」

(<http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/>)

「カテゴリー選択 - 目的でえらぶ - 検索」 「カテゴリー選択 - 採用試験 - 検索」の順にクリックして、受験される試験区分を選択し、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

手続の内容を確認するとともに、表示される規約をお読みいただき、「同意する」をクリックしてください。

「連絡先メールアドレス」を入力し、「完了する」をクリックしてください。

「連絡先メールアドレス」へURLを記載したメールが送られますので、そのURLから申込用の画面にアクセスし、必要事項を入力し、「確認へ進む」をクリックしてください。

内容を確認し、「申込む」をクリックしてください。

「整理番号」と「パスワード」が発行されます（メール通知があります。受験票発行の際に必要となりますので、印刷するなどして大切に保管してください。）。

大阪市人事委員会が、原則として翌開庁日の午後に申込内容を確認し、修正箇所が無ければ「受理」します（メール通知があります。必ず確認してください。）。修正箇所があった場合、「返却」しますので、必ず申込内容を確認のうえ修正してください（メール通知があります。「返却」の場合、修正期限を設定しております。修正期限を過ぎた場合、申込みは「不受理」となり、受験できませんので注意してください。）。

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申込手続を行ってください。

【受験票の交付】

受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは、9月7日（月）ごろダウンロードできる状態になります。9月18日（金）までに必ず受験票をダウンロードしてください。

- 申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。
- 受験票を印刷するために、プリンタとAdobe Reader（無料）が必要になります。
- 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に大阪市人事委員会までお問い合わせください。
- 事務行政、学校事務（市費）及び学校事務（府費）の試験区分については、

一定の条件を満たした視覚障がいの方は点字による受験ができますが、確認書類を提出していただくなどの必要があります。また、視覚障がい1級又は2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方に限り、点字受験の際に試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができますが、確認書類を提出していただく必要があるなど一定の条件があります。

事務行政、学校事務（市費）及び学校事務（府費）の試験区分については、文字を書くことが困難など、一定の条件を満たした方は活字印刷文による受験の際、解答の作成にパソコンを使用することができます。ただし、上肢障がい若しくは運動機能障がい（上肢機能）1級から3級まで又は体幹機能障がい1級若しくは2級の身体障がい者手帳の交付を受けており文字を書くことが困難な方に限るほか、確認書類を提出していただく必要があるなどの条件があります。

いずれも、詳細は大阪市人事委員会まで、申込み前に必ずお問い合わせください。申込み後における受験希望の申し出は受け付けられません。

連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に試験区分と「申込用紙希望」を朱書きし、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手〔速達の場合は420円切手〕貼付・郵便番号とて先及び試験区分明記）を同封し、**8月21日（金）（必着）**までに大阪市人事委員会（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで申込用紙を請求してください。

7 従事する職務等

試験区分	職務内容		主な配属先
事務行政	区役所・市長部局・各行政委員会事務局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。 (各所管事業における業務内容等については、大阪市ホームページの「組織一覧」(http://www.city.osaka.lg.jp/main/soshiki_list.html)及び「大阪市の仕事魅力ガイド」(http://www.city.osaka.lg.jp/gyouseiiinkai/page/0000002937.html)等を参考にしてください。)		区役所 市長部局 各行政委員会事務局 など
技術	都市建設 [主に土木]	都市計画の調査・立案・進行管理、総合交通体系や都市施設、拠点地区やベイエリアの開発計画、都市景観等まちづくりに関する調査・立案、道路・橋梁・河川・港湾・下水道事業施設等の設計・施工・維持管理・機能更新、土	都市計画局 建設局 港湾局など

	地区画整理事業の施行など、主に都市建設に関する専門技術的業務に従事します。	
建築	住宅政策や住宅地の整備、まちなみ形成に関する調査・計画・進行管理、区庁舎・美術館・各種スポーツ施設・学校・市営住宅等の市設建築物の建設・整備に係る企画・設計・工事監理、市街地再開発事業に関する調査・計画、建築基準法・都市計画法等に基づく指導・建築規制・誘導など、主に建築に関する専門技術的業務に従事します。	都市整備局 都市計画局など
機械	住宅・学校その他市設建築物、環境対策施設、防火防災施設、下水道事業施設、港湾事業施設、交通事業施設などの機械設備の計画・設計・施工監理・維持管理など、主に機械に関する専門技術的業務に従事します。	都市整備局 環境局 建設局など
電気	住宅・学校その他市設建築物、環境対策施設、防火防災施設、下水道事業施設、港湾事業施設、交通事業施設などの電気設備の計画・設計・施工監理・維持管理のほか、情報システム技術の活用など、主に電気に関する専門技術的業務に従事します。	都市整備局 環境局 建設局など
消防吏員	消防・救助・救急その他の災害に対応する警防業務、消防用設備・地域防災等の火災の発生を未然に防止するための予防業務、その他消防局業務全般に従事します。	消防局
学校事務（市費）	大阪市立の高等学校等で、文書の管理、調査統計、公金の予算管理・執行、学校徴収金、物品会計、給与、旅費、福利厚生などの学校事務に従事します。	教育委員会
学校事務（府費）	大阪市立の小学校・中学校で、文書の管理、調査統計、公金の予算管理・執行、学校徴収金、物品会計、給与、旅費、福利厚生などの学校事務に従事します。	教育委員会

上表の職務内容・主な配属先は、今後の大都市制度のありかたの方針決定等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

事務行政及び技術の試験区分における採用者のうち日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の 及び 以外の職に就きます。

公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）

公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務は、たとえば市長部局の社会福祉施設等における住民等へのサービス提供業務、区役所や教育委員会事務局における社会教育関係事務、その他市長部局等における専門的業務などで、その詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

8 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格発表日から10日間以内（消印有効）に郵送で請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点をお知らせします。

※対象者は、それぞれの試験すべてを受験した方に限ります。

9 備 考

消防吏員は、採用後全員消防学校（全寮制）へ入校し研修を受けます。その後消防局・消防署等において、消火・救助・救急等の警防業務、火災予防業務、その他防火指導等の消防業務全般に従事します。

業務の内容によって、隔日勤務又は毎日勤務となります。なお、消防吏員（女）については、現行の法律等により、警防業務の一部について従事制限を受けることがあります。

消防吏員は、試験によって昇任（消防士長・消防司令補）します。

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

受験資格に関して、学歴を詐称してこの試験に合格し、採用後にその事実が判明した場合には懲戒免職処分となります。

平成28年4月1日採用予定の事務行政（26 - 34）・社会人経験者社会福祉・司書の採用試験については8月21日に要綱発表の予定です。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）**（倫理原則）**

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 成年被後見人又は被保佐人※（※準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(参考)

平成26年度 職員採用試験実施状況

試験区分	受験者数(名)	合格者数(名)
事務行政(18-21)	103	13
消防吏員B	(男) I	603
	(女) I	24
学校事務(府費負担)	401	10

※高校卒程度技術・学校事務(府費負担)採用試験については、平成26年度は実施していません。

(行政委員会事務局任用調査部任用課)

達

達第34号

西淀川区役所課長等専決規程(平成24年達第32号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月26日

大阪市長 橋下徹

第3条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを削る。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第9条」を「第10条」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(企画課長専決事項)

第4条 企画課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎内及び庁舎前の掲示の決定に関すること
- (2) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること
- (3) 軽易又は定例の広報に関すること
- (4) ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕並びにこれらに類する屋外広告物の表示又は掲示の許可に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年7月1日から施行する。

(平27. 6. 26掲示済)

達第35号

大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

平成27年6月26日

大阪市長 橋 下 徹

大阪府市大都市局の廃止に伴う関係規程の整備に関する規程
(大阪市戦略会議設置規程の一部改正)

第1条 大阪市戦略会議設置規程(平成16年達第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、大阪府市大都市局長」を削る。

(大阪市人権行政推進本部設置規程の一部改正)

第2条 大阪市人権行政推進本部設置規程(平成11年達第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市緊急経済対策本部設置規程の一部改正)

第3条 大阪市緊急経済対策本部設置規程(平成20年達第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第1中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(区長会議設置規程の一部改正)

第4条 区長会議設置規程(平成25年達第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表中「、大阪府市大都市局」を削る。

(大阪市事務専決規程の一部改正)

第5条 大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(大阪市公文書管理規程の一部改正)

第6条 大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(広聴広報事務等取扱規程の一部改正)

第7条 広聴広報事務等取扱規程（平成5年達第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程の一部改正)

第8条 行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程（平成19年達第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「大阪府市大都市局、市政改革室、人事室」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

(災害情報連絡主任設置規程の一部改正)

第9条 災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大阪府市大都市局長、」を削る。

(自動車損害賠償責任保険に関する事務取扱規程の一部改正)

第10条 自動車損害賠償責任保険に関する事務取扱規程（昭和45年達第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「大阪府市大都市局長、市政改革室長、人事室長」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長」に、「局及び室」を「組織」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(平27. 6. 26掲示済)